

栃木県議会規則第

号

栃木県議会議規則の一部を改正する規則

この規則は、昭和三十七年栃木県議会規則第一号の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍添で示すように改正する。

議第
十二
号

栃木県議会会議規則の一部改正について

右の議案を別紙のとおり、栃木県議会会議規則第十五条第一項の規定により提出します。

平成三十年十一月二十八日

提出者 栃木県議会議員

高 相 齊 横 開 増 斎 塩 中 山 亀 三 森 文 徳
橋 馬 藤 松 谷 山 藤 田 屋 口 田 清
文 恵 孝 盛 暢 敏 剛 ひ と し
吉 一 明 人 之 之 大 恒 吉 吉 夫

栃木県議会議長

五十嵐

清
様

別表(第百八十八条関係)				改 正 後	
名 称	目 的	構 成 員	招 集 権 者	名 称	目 的
栃木県議会等 協議会	略	栃木県議会等 協議会	略	栃木県議会等 協議会	略
会災害対 策本部 (緊急連 絡会議を 含む。)	災害の発 生状況 要望等の 情報の収 集及び伝 達並びに 災害時の 議会の運 営等に關 する協議 及び調整	全議員(緊急 連絡会議にあ つては、議 員、副議長、 所屬員三人 以上の会派を 代表する議 員、議長経験 者を代表する 議員及び議會 運営委員会の 委員長)	議長	議長	議長
別表(第百八十八条関係)				改 正 前	
				略	略
				略	略
				略	略

附
則
この規則は、公布の日から施行する。